

学校法人ガバナンス改革会議（第9回）	参考資料 2
令和3年11月11日（木）	

学校法人の情報開示の実状

1. 大臣所轄法人によるインターネット公表（私立学校法第63条の2）
 - 寄附行為
 - 監査報告書
 - 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員等名簿
 - ※ 貸借対照表・収支計算書については、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に様式の定めあり。事業報告書については、通知により作成例を提示。
 - 役員報酬支給基準

2. 各法人事務所での備付け・閲覧（私立学校法第33条の2、第47条第2項）
 - 寄附行為
 - 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員等名簿
 - ※ 都道府県知事所轄法人の場合、利害関係人の閲覧に限る。

3. 補助金交付法人による所轄庁への届出（私立学校振興助成法第14条第2項）
 - 貸借対照表、収支計算書、収支予算書
 - ※ 1,000万円以上の補助金の交付を受けた法人に限る。

4. 日本私立学校振興・共済事業団による調査研究
 - 『今日の私学財政』の刊行（貸借対照表・収支計算書の全国集計値を公表）

5. その他
 - (1) 各大学による情報公表（学校教育法施行規則第172条の2、大学等における修学の支援に関する法律施行規則第2条第1項第4号）
 - 教育研究活動等の状況（在学生数、徴収費用等を含む。）
 - 刊行物・インターネットにより広く公表

 - (2) 大学ポートレート
 - 大学改革支援・学位授与機構と日本私立学校振興・共済事業団の協力事業
 - 各大学の教育情報の共通的公表
 - <https://portraits.niad.ac.jp/>